支給認定現況届提出のＦＡＱ

Ｑ：支給認定現況届とは何ですか。また提出の必要はありますか。

Ａ：年に一度、保育園等を利用できる要件を満たしているか、次年度の入園継続等を確認するものになります。各種書類と合わせてもれなく記入し提出してください。

また、標準時間や短時間認定についてもこの支給認定現況届で変更できます。印字されている保育必要量について変更を希望する場合は訂正してください。この支給認定現況届で保育要件や保育必要量が変更になる場合は９月から変更になります。

Ｑ:現在、こどもが年長ですが支給認定現況届はどのように記入したらよいですか。

Ａ：年長の場合は、支給認定現況届の部分については、世帯員の状況の記入と『入園継続の確認』欄の卒園にチェックを入れてください。

Q:現在未満児保育園に在園しており、次年度から年少として別の保育園に通う場合は

　　どのように記入すればよいですか。

A: 世帯員の状況の記入と支給認定現況届下部、『入園継続の確認』欄の転園をチェックし

裏面に転園希望園の順を記入してください（通園送迎が可能な園を記入してください）。

Ｑ：支給認定現況届で転園・再入園を希望した場合は、秋の一斉申し込みの必要はありますか。

Ａ：支給認定現況届を転園・再入園で提出した場合は、一斉申し込みは不要です。

　　ただし、保育必要事由の変更や就労時間の変更等があった場合は選考点が変わるので

　　令和5年11月10日（金）の一斉申し込みの締め切りまでに変更後のものを提出

　　してください。提出のない場合は、支給認定現況届提出時の書類で入園選考をします。

Q：転園・再入園希望で提出しましたが、転園・再入園の希望園を変更したい場合は

どうしたらよいですか。

Ａ：令和5年11月10日（金）が、入園の一斉申し込みの締め切りになりますので変更を

希望する場合はこの日までに保育課で変更手続きを行ってください。この日を過ぎると

当初記入のあった転園・再入園希望先で調整の上、その後希望園に空きがあれば調整します。

Q:就労証明書や医師の証明（診断書）は兄弟姉妹とも原本が必要ですか。

A：上のお子様のみ原本で、他のお子様はその写しで差支えありません。

　　（兄弟姉妹で同一園でなくても上記のとおりで差支えありません。）

Q:就労証明書は必ず勤務先ですべて記入してもらう必要はありますか。

A: 就労証明書下部の保護者記載欄以外は、すべて、勤務先で記入をしてもらってください。

昨年度の支給認定現況届では、いなべ市独自様式として保護者の方の保険証等でも

対応可能としておりましたが、国からの通知「就労証明書の標準的な様式の原則使用等について （通知）」 （令和４年12月27日府子本第1101号・子保発1227第１号 内閣府子ども・子育て本部参事官 （子ども・子育て支援担当）により今回の支給認定現況届分から

国の標準様式での提出をお願いします。

今年から、保険証や給与明細の写しでは対応できません。

Q:自営業ですが、就労証明書等の書類はどうすればよいですか。

Ａ：法人化している自営業（株式会社や有限会社）は、ご自身の会社で就労証明書を

作成してください。

法人化していない自営業（個人事業主）は、個人事業主ご自身で就労証明書を

作成してください。協力者の場合は個人事業主に依頼してください。

なお、個人事業主の中心者の場合は就労証明書の他に「個人事業主の開業届出書」や

直近の『確定申告書（一表二表）』等が必要になります。

個人事業主の協力者・専従者の場合は中心者からの「源泉徴収票」や中心者の確定申告書の

「事業専従者に関する事項」等の写しが必要になります。

　　※このような書類がない場合は、保育課へお尋ねください。

Q:慢性的な病気（疾病）で入所している場合、医師の証明（診断書）はどのように

記入してもらえばよいですか。

Ａ:始まりは初診日を記入してもらい、終わりは継続加療中等と記入してもらってください。

Q:現在、勤務先に籍を置いたまま産休中ですが、出産後育休を取得し令和6年度に

職場復帰をするため、保育園を利用したいですがどのような手続き、書類が必要ですか。

Ａ：産休中の保育事由は、「妊娠・出産」となっているかと思いますので

母子手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載のあるページ）が必要になります。

併せて来年度の再入園用の書類として、勤務先から育休復帰後の就労形態の

就労証明書を記入してもらってください。